令和６年度　第３回北海道私立学校審議会　議事録

１　日　　時　　令和７年２月１４日（金）１３：００～１３：４５

２　場　　所　　かでる２・７（道民活動センタービル10F　1050会議室）

３　委員定数　　１５名

４　出席委員　　１１名（一部オンライン出席）

（前田賢次会長、秋山秀司委員、宮路真人委員、須藤美紀子委員、
前鼻英蔵委員、守本朝美委員、川島康恵委員、倉知直美委員、
後藤真澄委員、大森義行委員、日置基樹委員）

５　議事

（１）前回答申の処理状況

（２）諮問事項の審議

６　議事概要

（前田会長が議長となり、前田会長から審議会運営規則第５条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に守本委員、大森委員を指名した。）

（１）前回答申の処理状況

（審議に先立って、事務局から前回の答申の処理状況について資料に基づき説明した。）

（２）諮問事項の審議

【事務局説明】

（事務局から諮問事項の概要について説明した。）

ア　諮問番号第１３８９号（１）～（５）

【事務局説明】

まず、幼稚園の廃止認可についてになります。諮問番号第１３８９号（１）～（５）、本件は、学校法人札幌大蔵学園が札幌市内に設置する「西野札幌幼稚園」他４件について、本年４月１日から幼保連携型認定こども園へ移行するため、設置者である各学校法人から幼稚園の廃止認可申請があったものでございます。幼稚園及び幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼保連携型認定こども園の設置認可と、学校教育法第４条第１項に定める幼稚園の廃止認可が必要となります。そのため、本廃止認可は、幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたことを確認した上で、認可を行う予定としております。なお、廃止の時期は、令和７年３月３１日を予定しております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

イ　諮問番号第１３８９号（６）

【事務局説明】

諮問第１３８９号（６）、こちらも幼稚園の廃止認可になります。本件は、学校法人若松学園が小清水町内に設置する「小清水幼稚園」について、学校法人から幼稚園廃止認可申請があったものでございます。廃止の時期は、知事の認可日。廃止理由は、園児数の減少によるもので、当該幼稚園は令和６年４月１日から休園中の状況となってございます。園児は、令和６年３月に全園児が卒園または他園へ転園済、また教職員は、全員が令和６年３月に退職済となっております。なお、小清水町では、新たに教育・保育を一体的に行う施設として、町立の幼保連携型認定こども園が令和６年１１月に開園したところでございます。小清水幼稚園の廃止認可後、園地は貸主に返却、園舎は小清水町へ譲渡する予定となっております。指導要録等は、学校教育法施行令に基づき、道において保管する予定となってございます。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

ウ　諮問番号第１３８９号（７）

【事務局説明】

諮問番号第１３８９号（７）、学校法人の解散認可についてになります。本件は、先ほどご審議いただきました「小清水幼稚園の廃止」に伴い、幼稚園を設置する「学校法人若松学園」から法人の解散認可申請があったものでございます。解散の時期は、知事の認可日。解散に伴い残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分する予定となってございます。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

エ　諮問番号第１３８９号（８）

【事務局説明】

諮問番号第１３８９号（８）ですが、本件は、学校法人聖心女子学院が設置する「札幌聖心女子学院高等学校」の廃止に係る認可申請でございます。廃止理由について説明いたしますが、当該校は、昭和４１年２月に設置認可を受け、学校運営を行ってきたところですが、近年は入学者数及び在籍者数が年々減少し、それに伴い財務状況が大幅に悪化、自力による改善・回復が見込まれないものと判断し、令和５年度から生徒募集を停止しております。次に、生徒の処遇についてですが、令和７年３月に３年生２６名が全員卒業し、在籍者はおりません。次に、教職員の処遇についてですが、在職の教職員は全員、法人内の別の学校への異動または整理解雇等を４月までに行う予定でおります。最後に、生徒指導要録についてですが、学校法人聖心女子学院事務局で保管することとなっております。なお、学校法人の寄附行為には、法人の設置する学校の名称が記載されますので、札幌聖心女子学院高等学校は、廃止に伴い寄附行為から削除されることとなります。寄附行為の変更は、令和６年３月２６日の理事会で決議されて

おりますが、学校法人聖心女子学院は、私立大学を設置する学校法人であることから、寄附行為の変更については、文部科学省の認可を受ける必要があります。札幌聖心女子学院高等学校の廃止につきまして、ご審議の結果、廃止認可が可とされた場合につきましては、職員の処遇の確認及び文部科学省の寄附行為変更認可の確認の後、道においても廃止の認可を行いたいと考えておりますので、申し添えます。なお、校地校舎については学校法人北星学園に売却する予定となっていることから、４月末での廃止認可を予定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

オ　諮問番号第１３８９号（９）

【事務局説明】

諮問番号第１３８９号（９）、本件につきましては、学校法人創志学園が設置する「クラーク記念国際高等学校」の学則変更認可申請でございます。本諮問事項は、社会情勢の変化に伴う子ども達を取り巻く環境の変化などの背景による、生徒の多様なニーズに応えるため、通信教育連携協力施設の追加等を行うものでございます。変更の時期は令和７年４月１日です。総収容定員につきましては、増減はございません。変更内容ですが、まず一つ目、面接指導等実施施設の追加等でございます。現在の１０１施設から５施設を追加し、４施設を増床いたします。また、一部の施設で収容定員の変更を行うものでございます。追加施設の概要につきましては表のとおりでございます。二点目、学習等支援施設の追加でございます。現在の５施設から９施設を追加するものでございます。追加施設の概要につきましては表のとおりとなってございます。三点目、施設名称の変更でございます。実施校で設置している通信教育連携協力施設につきましては、これまで面接指導等実施施設や学習等支援施設の区分ごとに「〇〇学習センター」や「〇〇学舎」など、名称を使い分けておりましたが、生徒や一般の方にとってわかりにくい実態があることから、全て実施校の設置する通信教育連携協力施設につきましては、「〇〇キャンパス」に統一するものでございます。また、併せて専門学校等の校名変更があったものにつきましては、反映させてございます。四点目、通信教育連携協力施設の区分再編でございます。学則上の通信教育連携協力施設につきましては、現行の高等学校通信教育規程やガイドラインに合わせて、再整理を行ったこととしております。その他、より明確な表現とするため文言の整理による修正を行ってございます。最後ですが、１月２８日から２９日、学事課職員により、実施校が設置する追加２施設の現地調査を実施いたしました。追加施設においては、工事が一部完了していないことから、完了し、施設設備が整ったことを確認の上で、認可となる予定でございます。以上となります。

（出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

カ　諮問番号第１３８９号（１０）

【事務局説明】

諮問番号第１３８９号（１０）、本件につきましては、学校法人国際学園が設置する「星槎国際高等学校」の学則変更認可申請でございます。本諮問事項は、地域貢献ができる人材育成に

向けた多様な教育の確保のため、通信教育連携協力施設の追加等を行うものでございます。変更の時期は令和７年４月１日です。総収容定員につきましては、増減はございません。変更事項ですが、まず一点目、面接指導等実施施設の追加等を行います。現在の８１施設から４施設を追加し、２施設を削除、１施設を移転、１施設を増床、１施設を名称変更するものでございます。追加施設の概要につきましては表のとおりとなってございます。二点目、学習等支援施設の追加等でございます。現在の５６施設から１２施設を追加し、９施設を削除するものでございます。追加施設の概要は表のとおりとなってございます。三点目、教育課程の改定でございます。「社会で生きる力」を身につけることを主目的として、自由選択群で「キャリアデザイン入門」などの５科目を新設するものでございます。「自己の力を認識し、生かし、社会での役割を担うための基礎力」「自然や環境に感謝する姿勢」「自分の学びのスタイルを身につけ体現できる」「興味関心が自信になり、自信が社会につながる武器になる」といった目標をそれぞれの科目で掲げており、様々な教育的ニーズを必要とする生徒に対し、キャリア教育や健康指導等を実施していくことをねらっているものでございます。最後になりますが、今回移転を予定している面接指導等実施施設の川口学習センターにつきましては、契約の都合上、前契約者の撤去が２月末まで行われず、現地調査が実施できないことから、撤去後の３月に現地調査を行い、審査基準のほか、施設設備が整ったこと、契約等を確認の上、認可となる予定でございます。以上になります。

（議長から各委員に意見等を確認したところ次のとおり質疑があった。）

【守本委員】

追加施設の定員がわずか３人でも施設を追加するものなのでしょうか。この人数でも認可できるということでしょうか。

【事務局】

施設の追加につきましては、施設の定員に下限がないため、少人数の施設についても、審査基準に基づき、認可することになります。

（他に出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

キ　諮問番号第１３８９号（１１）

【事務局説明】

諮問番号第１３８９号（１１）、札幌デザイン＆テクノロジー専門学校の目的変更についてでございます。学校法人コミュニケーションアートが札幌市中央区に設置する「札幌デザイン＆テクノロジー専門学校」の全学科の分野を、令和７年４月１日より「文化・教養分野」から「工業分野」へ変更するものでございます。当該学校は、平成２４年４月の開校以来、多くの卒業生をデジタル業界へ輩出してきておりますが、当該業界を取り巻く環境にも大きな変化が見られる中、学校名変更や設置学科の改編などを行い、業界の要求に応えてきていたところでございますが、ＡＩ関連やｉｏＴなど様々なデジタルテクノロジーの発展に伴い、業界の職種や業務内容は日々進化してきており、また、その変化は今後ますます拍車がかかる事が予想されております。当該学校では、業界から信頼される即戦力の人材を輩出し続ける事により、社会へ

貢献していくという理念のもと、今後もＡＩ・ＩＴ・ゲーム・動画・クリエイティブデザイン業界におけるテクノロジーの浸透による大きな変化に対応できる、高度な技術と知識を持つ人材の育成を継続していくため、授業内容についても、より高度なデジタルテクノロジーに関する専門知識や技能の修得に重点を置き、現在設置している全ての学科の分野を「文化・教養分野」から「工業分野」へ変更、その分野で貢献できる専門家及び指導者の養成を図ることを目的とするものでございます。なお、工業分野への変更に伴い、教員数、校舎面積については、従前の文化・教養分野よりも高い設置基準が求められることになりますが、教員の増員や校舎の増改築等を行わずとも、現在の状況において設置基準を満たしていることを確認しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

ク　諮問番号第１３８９号（１２）

【事務局説明】

諮問番号第１３８９号（１２）、北海道インターナショナルスクールの収容定員に係る学則変更についてでございます。学校法人北海道インターナショナルスクールが札幌市豊平区に設置する「北海道インターナショナルスクール」の収容定員の増加に伴い、令和７年７月１日より学則を変更するものでございます。当該学校は、１９５８年に北海道アメリカンスクールとして開校し、１９６８年に各種学校の認可を取得、１９８２年には国際的な評価団体であるＷＡＳＣ（ワスク）の国際認定を受け、「学生にアメリカ合衆国、その他の国における教育の継続のための資格を与える」という目的のもと、主に外国人子女や帰国子女等を対象とした教育を行っております。現在、当該学校は、コロナ禍からの回復や北海道経済の更なる国際化に伴い、国内外を問わず入学希望者が増加しているところであります。既に在学生で定員上限に達しており、相当数の入学希望者に対して、入学の待機やお断りをしている状況にあります。また、現在の収容定員は幼稚部４０名、初等部７０名、中等部４０名、高等部５０名の計２００名となっております。このことから、現行収容定員の２００名では、学校設置の目的を十分に果たすことが難しい状況となることが予測されることから、現有校舎において、各種学校設置基準上の最大まで学生受入数を拡大することとし、入学希望が集中している年齢層については、現状よりも定員を多めに再設定することとし、当該学校の新しい学年度が開始する令和７年７月１日より、幼稚部２５名、初等部７５名、中等部６０名、高等部８０名、総収容定員２４０名へ変更しようとするものです。なお、今回申請内容については、書面審査の結果、校舎面積、学年・クラス毎の教室面積などについて、設置基準を満たしていることを確認しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

（議長から各委員に意見等を確認したところ次のとおり質疑があった。）

【倉知委員】

幼稚部は減少し、その他は増加していますが、今後も入学希望人数が変わるたびに、学則変更によりころころと定員が変わることになるのでしょうか。

【事務局】

（現在員数と定員数を比較説明後）もし今後幼稚部の希入学望が増えてきた場合については、また再度定数を見直し、増員することも考えられます。

【倉知委員】

定員に係る学則変更というのは、割と頻繁に行われるものなのでしょうか。

【事務局】

特に認可申請期間について定めはありませんが、あくまでも見直す段階で、今後の見通しを含め、定員を見越した上で設定するよう学校の方には指導させていただいておりますので、すぐ翌年に変更するということは原則ないと考えております。

【川島委員】

もともと現行の定員よりも幼稚部以外はプラスの状態で数年経過していたという状況だと思いますが、学則変更せずこのままという判断もあると思いますが、あえて今回変更するのは、これから先の見通しを踏まえということなのでしょうが、そのあたりの実態はどうなのでしょうか。

【事務局】

定員については、定めたものを守るよう、超えたとしても全体の定員数の１割未満を原則として、適正な定員数を維持するよう学校の方には指導しております。一方で、今後の入学希望者数を見ると、小中と高等は受入が厳しいという現状であり、かつ現有の施設にも限りがありますので、最大限今の年齢構成に応じた定員に変更したいというのが今回の変更申請であり、定員オーバーの状況が恒常的に続くということは好ましくない状況だと考えております。

【前田議長】

外国籍の児童生徒が増え、こういった学校がどんどん増えていく中で、公立との兼ね合いなどの見通しは今の段階で何かありませんか。

【学事課長】

ご存じのとおり今ニセコに外国人が急増しており、ニセコには前回の審議会で審議いただき認可となったＫＩＵアカデミーニセコ校と、併せて今回の北海道インターナショナルスクールのニセコ校があり、このインターナショナルスクールでは先ほどの説明のとおり帰国子女など外国人のお子さんが入学され、基本オールイングリッシュの授業ですが、ＫＩＵは日本語と英語の２カ国語での授業を行うということで、ニセコの外国の方の他、日本の方も入学されているという、そのような動きも見られるところであります。

（他に出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

７　閉会

（以上をもって、令和６年度第３回北海道私立学校審議会を終了した。）